

令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議 議事録

日時 令和5年10月16日(月)

午前10時～正午

場所 北名古屋市役所 西庁舎

4階 大会議室

事務局 (司会)	<p>それでは、定刻前ですが皆様お揃いですので、只今から、令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議を開催いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めます、事務局の村上と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>初めに太田考則市長より皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>太田市長よろしくお願ひいたします。</p>
市長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>令和5年の第1回北名古屋市地域公共交通会議、北名古屋市に関わる各種団体の皆様方にお集まりいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げますところでございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>ちゃんと北名古屋市の交通事情というのなかなか大変なものっていうか、今きたバスとかタクシーとか各種いろいろやらさせていただいておりますけれども、2024年問題というところがすごく引かかってきて、運転手さんの方を確保するのが難しいとか、残業はできないっていうところなかなか難しいものになっていくのかなというふうに思っております。</p> <p>西春駅に降りて、タクシーで帰るからと思ってもなかなかタクシーが捕まらないというのも、多分皆さん経験されてるのかなというふうに思っておりますそんな中で、国の方もライドシェア等の話が出てきて、そういったこともやっぱりこ</p>

れからも考えていかなきゃいけないのかなっていうふうに思っております。

そういったことで各種団体の皆さん北名古屋市に関わる皆さん方からご意見をいただきたいと思っております。

それと、一つ宣伝なんですけども、皆さんのところにこの市民説明会を開催するということところで、そういった通常のこととも市民の皆さんからまた意見を聞きたいと思っておりますし、北名古屋市の今の現状はどうなっているのか、そしてまた、私が目指すところは何なのかというところを説明会をさせていただきたいと思っております。

当初は 13 日の金曜日が締め切りだったんですけども、20 日までに延びたということは、皆さん想像していただける通りだと思いますので、ぜひとも一番大切なのは、市民の皆さんが北名古屋市を知ってもらうことが私は大切だと思っておりますので、各種団体の代表の皆さんが今日は集まるということで、もしよろしければ団体の皆さんにも一度顔を出したって話を聞いてみようじゃないかっていうところを進めていただきたいと思っております。

話は逸れましたけれども、皆さんでこの北名古屋市の交通事情をしっかりと話していただいて、そしてその意見をもとにして、我々もその政策で作っていきたいと思っておりますのでどうぞ協力賜りますよう心からお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

事務局
(司会)

市長におかれましてはこの後も公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

市長

大変恐縮ですけどもよろしく願いいたします。

<p>事務局 (司会)</p>	<p>続きまして、今回の会議資料につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>本日ご出席の皆様には、この会議の開催にあたり、事前に資料を送付させていただいておりましたが、10月1日付で道路運送法の改正がありまして、この会議の方法についても改正することとなりました。</p> <p>そのため事前送付した資料から大幅に内容を修正しております。</p> <p>詳細については後ほど担当よりご説明申し上げますが、本日の会議資料につきましては、席上に配付いたしました資料となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また事前に送付いたしました資料につきましては、お手数ではございますが破棄の方をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第3、協議の進め方につきまして、中部運輸局愛知運輸支局運営企画専門官の岡本様からご説明をお願いいたします。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>おはようございます。ただいまご紹介いただきました、岡本と申します。</p> <p>着座にてご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>私どもから例年どこの自治体さんも、第1回目の公共交通会議の時に今年度こういった会議に進めていくべきだということの簡単なご案内をさせていただいております。</p> <p>1枚めくっていただいて、なぜ私がこの説明をするかと申しますと、今、事務局が規約の改正とか、あと路線をどういうふうに変えるとか、運賃をどういうふうにするのか、あと国からの補助金を受けるかといったところですね、これらは事務局といえども勝手に決めることはできません。</p> <p>では、どういうふうにしたらいいか、法律上はこちらの公</p>

岡本委員
(続き)

公共交通会議の中で皆さんで議論していただいて決定していただいたことを国に申請するといった流れになっております。

2 ページ目です。

どういうふうに会議を進めていったらいいというところで、なかなか初めての方もいらっしゃると思うので、どういう確認をしたらいいのかというところでお困りになるのかな、というふうに私は感じております。

1 枚めくっていただいて 3 ページ目 4 ページ目です。

各団体の方、例えば警察の方はですね、道路上で安全かどうかといったところですね、私どもは国土交通省の職員としては法律上それが適切かどうかっていったところ

あとは、そうですね道路管理者はそこにバス停を設置して良いかどうかといったところですね。

各団体さんから各々の立場に基づいたご意見がご発声いただけるかと思っております。

住民の方は、住民さんの率直なご意見、思いを会議の場でご発声していただければいいのかなと思っております。

1 枚めくっていただいて 5 ページ目 6 ページ目で、会議の中で当然、法律に基づいた発言等もあるので疑問に思おうことも出てくることもございますが、わからないことは全然わからないとおっしゃっていただいてですね、1 年 1 年を通してわからないまま 1 年間過ごしてしまったということにならないように進めていけたらなと思っております。

住民さんはどういったご発言したらいいかといったところなんですけれども、例えば、近隣に住んでおるところでこういったバス停の問題があるよとか、なかなかバスが来ないから、困ってるんですよと、そういった素朴なご意見を上げていただければいいのかなと思っております。

事務局さんの議題に即した会議進行を会議を作っていた

<p>岡本委員 (続き)</p>	<p>だいてると思うんですけれども、間接的な内容でもおっしゃっていただければいいのかなと思っております。</p> <p>国の職員や他の自治体さんからの上からの視点だけじゃなくて、住んでらっしゃる方の虫の目っていうんですかね、我々が気づきにくいこととかもどんどんご発声していただければいいのかなと思っています。</p> <p>また、わからないことは会議の中だけではなくて結構ですので、またご質問していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは続きまして次第4の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間は事務局の方で進行させていただきますのでご了承いただきたいと思います。</p> <p>議案第1号、北名古屋市地域公共交通会議設置規約等の制定について担当からご説明させていただきます。</p> <p>それではお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>改めまして皆様おはようございます。</p> <p>防災交通課の反橋と申します。着座にて説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それではお手元の資料左肩に議案第1号と書かれた書類をご確認ください。</p> <p>それではこの議案第1号の中について説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。北名古屋市地域公共交通会議設置規約等の制定についてでございます。</p> <p>北名古屋市地域公共交通会議の運営に係る以下の規約等</p>

事務局
(続き)

の制定について議決を求めます。

内容につきましては北名古屋市地域公共交通会議設置規約、北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程、北名古屋市地域公共交通会議傍聴規則、北名古屋市地域公共交通会議の委員の報酬および費用弁償に関する規程、北名古屋市地域公共交通会議事務取り扱い規程になります本日提出をさせていただきます。内容について説明させていただきます。

めくっていただきまして 1 ページから順に説明させていただきます。

皆様に事前にお配りした資料から、10月1日で道路運送法の改正がありました。改正後の内容を盛り込んだ形での設置規約となっておりますので先ほどの司会の説明の通り、従前お配りした資料から変わっておりますのでご了承ください。この資料をもって説明させていただきます。

設置につきましては変わっておりません。道路運送法と地域公共交通の活性化および再生に関する法律、活性化再生法というんですけれどもその2法に基づいての設置となります。今までは北名古屋市の条例に基づく設置でしたが改めまして本日をもって法定協議会の設立とさせていただきます。ここに提案させていただきます。

第2条の所掌事項につきましては、こちらが法律の改正で一部表現を変えております。交通会議は次に掲げる事項を所掌するというので、1号、主に市内における一般乗合旅客自動車運送および一般乗用旅客旅客自動車運送の対応に関する事項、この対応に関する事項のところに、改正前は対応および運賃に関する事項とありましたが、今回運賃を抜いております。

この説明の途中で申し訳ないですが、今回の法律の改正について簡単に説明させていただきます。

10月1日で法律が改正されたのですが、それに基づきま

事務局
(続き)

して国交省から地域公共交通会議のあり方というものがあります。私どもの主にマニュアルになりますが、そのマニュアルの改正がありました。簡単に言いますと、ここの会場で一部の旅客事業につきまして運賃の協議を行うことはカルテルの疑義があるということから法律の改正がされております。

料金の設定の協議などにつきましては、今回の法律の改正によって、その運賃の改正を求める事業者と、市民の代表の方々と自治体、運輸局の4社で協議をして議決をすると、その中で地域公共交通会議に報告する形で、実はその運賃に関する協議会中部の道路運送法9条4項に係る協議会という名前になるんですけども、その協議会につきましては、別室で別のメンバーで公聴会にする公聴会が広く公開した会議という形で運用をしていくという運びになりました。

よって地域公共交通会議設置規約からは抜きまして、後ほど説明させていただく作業部会に代えた形をとっております。

この規約の制定に当たっては、事前に中部運輸局の方に助言を求め、アドバイスを受けながら作成しておりますのでご了承ください。

一番大きく変わったところがここになります。

所掌事項の(1)の部分ですね、態様から運賃が抜けたということになります。

以降の部分については変わっておりません。計画の策定、見直しおよび実施に関する事項、主に市内の公共交通施策に関する事項、この会議の運営に関する事項等でございます。

第3条の委員、1ページ目後半になりますご覧ください。

(1)から2ページ目(14)までございます。

本日皆様にお配りしております委員名簿に1号委員から14号委員という表現があります。委員名簿の左側になりま

事務局
(続き)

す。この1号委員から14号委員までの委員の内容が第3条になります。

ですので、例えば市内に路線を有する鉄道事業者の代表者、1号委員として名古屋鉄道さんに今回席に着いていただいております。皆様におかれましては、何号委員であるのか今一度ご確認をお願いいたします。

そのまま続いて説明します。委員の任期につきましては、今回議決いただいた後に委嘱となりますが、委嘱の日から起算して2年として、再任を妨げません。

続きまして第4条の役員につきましては会長、副会長、監事ということで設定させていただいております。これも議決後に会長選任について互選で行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第5条の会議につきましては招集とあとは委員の方々の何名以上の出席で行うとか、議決の方法等がございます。

会議の議決については出席委員の過半数をもって決します可否同数の場合は議長の決するところによります。

事前にいただきましたご質問と担当の回答の中にあるのですが、こちら今回出席いただいている一部の方から全会一致ではいかがかというご意見いただきましたけれども、全会一致になりますと、どうしても反対の1票で全て崩れてしまう可能性がありますので、あくまでも過半数とさせていただきたい、そういったことが資料の回答の方に書かせていただいております。

続きまして会議は原則として公開しますこちらは傍聴規程で後ほど説明します。

あとはこの会議にオブザーバーの出席とか、あとは新型コロナウイルスの対応等に今後の感染症等によって会議ができない場合はインターネットを用いたWeb会議とか書面開催における、協議が行えるという情報を書かせていただいております。

<p>事務局 (続き)</p>	<p>おります。</p> <p>3ページの第7条、下の方になります専門部会の設置についても後ほど説明させていただきます。</p> <p>事務局は北名古屋市役所内に設置させていただきます。</p> <p>所管部署につきましては防災交通課で準備させていただいております。</p> <p>4ページ目に行きまして財務に関する事項、予算決算に係る事項と、この規約の改正につきまして、書いてございます。</p> <p>あとは委任行為になります。施行期日は本日で会議招集の特例で一番最初は市長が招集ということにさせていただいております。</p> <p>続きまして5ページになります専門部会設置規程でございます。</p> <p>主には第2条5ページの真ん中の部分になります専門部会の名称協議事項は次の通りとするということで、どちらも事前にお配りしたい資料からは大幅に変えております。</p> <p>ただこれにつきまして、タクシーとバスとケッタに関しましては、書き方を変えるだけで内容は変わりありません。</p> <p>タクシー部会につきましては主にタクシー事業についてこの会議に諮る事案の調査検討および協議を行う。バスにつきましてもバスで同様になります。ケッタにおきましては駅利用者が主に利用する自転車駐車場事業についての会議に諮る事案の調査検討を行うとしております。</p> <p>第4号と第5号につきましては今回新しく掲載させていただいたものになります。</p> <p>第4号につきましては計画策定業務提案審査部会になります。</p> <p>こちららもご質問と担当の回答にありますけれども、この審査部会というのは地域公共交通計画を策定または今後見直</p>
---------------------	--

事務局
(続き)

していくにあたって、プロポーザルを行う予定をしております。プロポーザルを行う事業者さんが希望してプロポーザル、提案を受けたときにその審査に協力いただく方を審査部会として設定させていただいております。

ですので事前にですけれども、こういったプロポーザルの内容でどういう評価点をするのか、評点をするのかっていうのも意思統一を図った上で事前にプロポーザル行って、業者を決める。そして、ここでどこの業者になったか報告するという形になります。

ここにつきましては後ほど書いてありますが第 1 号から第 3 号タクシー部会からケッタ部会の方々から代表で 1 名ずつ審査に加わっていただきますのでまたその節はご協力よろしくお願いいたします。

先ほどの説明で追加しました運賃部会が法律の改正に基づくものになります。

道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づき運賃および料金についての協議を行うということで先ほどの説明の通りでございます。

北名古屋市としましては専門部会の方で設置させていただいて、公共交通会議とは別で協議の方を行って、結果を報告するという形をさせていただいております。

続きましてこの 5 ページ目の第 2 項、第 3 項になります。

前項第 1 号から 3 号までに掲げる専門部会は公共交通会議の議長からの要請がない限り、議決または決定を行うことができない。

タクシー部会、バス部会、ケッタ部会につきましては部会での意思決定をして事業を遂行するということは原則認めないという形になります。公共交通会議に諮って議決ということで進めるということを原則としております。

続いて第 3 項のところですが計画策定の提案審査部会と

事務局
(続き)

運賃部会につきましては、会議の議長の要請によらず議決または決定を行うこととするとございます。こちらにつきましては、特に第5号の運賃部会につきましては、こちらを公共交通会議の決定部門とすることができませんので、専門部会の方で決定して、報告ということにさせていただく条件が第3項になります。

続きまして6ページに移ります。役員につきましては専門部会に専門部会長を設置しますが、事務局の職員から会長が指名する形となっております。

あと部会議の招集および開催につきましては部会長が招集するという形になります。

後につきましては通常この地域公共交通会議の運用方法と基本的には変わりません。

議決等を行う場合の条件等が以降の条文に記載されております7ページをご覧ください。

7ページにはWeb会議の公開について書いてありますがこちらも基本的には公共交通会議のルールと同じになります。

7ページの下段の別表です。

先の資料にはこの別表の中に会議の役割を載せておりましたが、見やすさを追求するために、別表につきましては、誰が選出されるのかっていうのを記載してございます。

後は会長が選任した後にこちらの方でまたご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして8ページ目になります。地域公共交通会議の傍聴規則でございます。こちらにつきましては事前送付の資料と変更はありません。

会議室の都合上、定数を10人として初期設定させていただきますが会議の部屋の都合によって人数の調整も議長が定めることができます。

傍聴の手続きなど、あとは会場に入ることができないも

事務局
(続き)

の、9ページに行きまして、会場の入退場、遵守事項違反に対応する措置などが掲載されております。こちらにつきましては基本的に北名古屋市議会の傍聴規程に倣って準備させていただいていただいております。市の庁舎管理上のルールも加味しながらのルールとなっておりますのでご了承ください。

続きまして11ページになります。

11ページには北名古屋市の公共交通会議員の報酬および費用弁償に関する規程となっております。こちらにつきましても北名古屋市の公職者に対する委員の報酬および費用弁償の規程、報酬審議会に基づいて、委員の皆様の費用が設定されておりますが、そちらに倣って設定しております。

1日につき6,000円として、国、県、市の職員や代理出席をした方々、あとは申し出があつて辞退された方除いて、一律6000円お支払いするということになります。

学識経験者につきましては費用弁償として旅費を支給させていただきます。

オブザーバーで出席していただいた方々につきましても、報酬を設定させていただく内容となっております。

続きまして13ページになります。北名古屋市地域公共交通会議事務取り扱い規程でございます。

基本的には北名古屋市の行政の事務取り扱いのルールに基づいて作成させていただいております。今回法定協議会化することによって市の附属機関から独立する自主組織となる形とさせていただいておりますので、こういった事務規程に基づいて事務の方を行ってまいります。

こちら事務局職員5人おりますけれどもこの5人が主に文書の取り扱い予算決算の運用につきまして、あと情報公開、個人情報等の事務につきまして、13ページから21ページまでございますが、こちらの運用とさせていただいており

<p>事務局 (続き)</p>	<p>ます。</p> <p>この公共交通会議の後に公共交通会議会長の公印を作成させていただいて、単独で通帳を持った運用とさせていただく関係で、今回役員で監事あとは防災交通課のうち公共交通会議の事務局の職員の中で出納員を設定してお金を動かすことができるという条件にしております。これの議決を持って銀行へ手続きしたり、あとは皆様の報酬をお支払いするときに、今までは北名古屋市の人事秘書課の方が、報酬の事務取扱いに基づいて処理しておりましたけれども、これから先は私達が直接報酬支払いの事務手続きさせていただきます。</p> <p>源泉徴収票も一部北名古屋市役所ということで受けている方々お見えになったと思いますが、今回は北名古屋市の地域公共交通会議で法人登録をして源泉徴収票を発行させていただきます。報酬を受領される予定の方々につきましては、そういった形で行って参りますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号の説明につきましては以上になります。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>只今の説明についてご質問等ございますでしょうか？よろしいですかね。</p>
<p>多田委員</p>	<p>名古屋タクシー協会 多田でございます。</p> <p>事前に質問を出させていただいたということで、ご回答もあったわけですが、ほとんど私が出した質問でございまして、1ページ目でございます。</p> <p>規約の第5条第4項でですね、過半数で決すると、こういう内容でございまして、この過半数という扱いについてですね、先ほどご説明をいただいたところでございます。</p> <p>確かに1人の委員の方が反対することによってですね、全会一致で決することができない、こういうことは十分に想定</p>

多田委員
(続き)

されるわけですが、ここにも書いてございますように、公共交通事業者の損益に関わる内容が含まれておるということで、例えば、公共交通事業者が全員反対をして、決をとったら過半数に達してしまった、こういう場合は公共交通事業者の損益は関係ありません。こういうふうに読めてしまうのですけども、この辺の考え方はどうしていったらいいのかということ、これやはり皆さんで協議をしていただきたいことだと思えますし、交通事業者の意見も聞いていただきたいと思えます。

また国の方もですね、こういうガイドラインを作ってるかと思えますので、あくまでもガイドラインではありますけれども、ガイドライン上どうなのかと、こういったこともですね、ぜひ確認をいただきたい。

事務局

ありがとうございます。事務局から説明させていただきます。

今のお話につきましては、会議の運営の方法の結果によってどうするのかっていうのが決まってきます。

私も過去、公共交通会議で再三申し上げてるんですけども、この会議ですが、事務局が提案したことに対して良いか悪いかを議論するだけであれば、こんなにたくさんの委員の方たちいらぬという話になってしまいます。

現実的な話をすると、私達事務局というのは、提案をして皆様に審査をいただく会議ではなくて、皆様の中からどういった公共交通の不便があって、どういったところにマッチングができるかっていうのを突き合わせる会議だと思っています。

ですので簡単に申し上げますと、例えば事務局や市民の方々がこういった方がいいって言ったとしても、業界の方々が難しいということになったらその時点で運行はできない

<p>事務局 (続き)</p>	<p>と思っております。</p> <p>ただそれを議決で一回で済ませるわけではなくて、この中でそれが出ないように審議をしていく。</p> <p>ですので、住民の方が市民の代表の方々あとは各商工団体ですね関係企業の方々がこういった運行を望む、こういったことがやりたいと言っても、運行事業者の方々が実は法律に即して無理だとか、事実上自分の会社を見て無理だということであれば、またそれは次の議論に進めていくわけであって、こちら側で意図して操作をした上で、議決をとったから運行事業者やってください、ということではありませんので、そのためにここで検討を行っていく、ということにご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>実際に全会一致の原則でいくのであれば、事務局が全て提案して全部で回して皆さんの丸をもらった上で会議をやる、そういったことは僕たちは考えておりません。もちろんですが、市民の方たちの一方的な意見を拾って、市民の代表である首長含め議会、あとは私達事務局がですね、一方的に運行事業者に投げたとして運行事業者ができなければ当然できない話であって、そこは十分加味した上でこの会議において審議をしていくと、ですので皆様の意見が100%通るかどうかわかりませんが、公共交通事業者の人たちの利益になるように、かつ、市民の人たちが有益な交通手段を確保できるようにという双方の天秤にかけるのがこの会議になっておりますので今回会議参加いただいた皆様も、その部分につきましてはご承知おきいただき、その中で過半数の原則ということをお願いと思っております。</p>
<p>事務局 (司会) 多田委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>専門部会の設置規程の中で、タクシー部会、バス部会があ</p>

<p>多田委員 (続き)</p>	<p>りますが、公共交通会議で協議することは全て部会で事前の協議をするのかしないか、おそらくはその一部だろうというふうには理解をしておりますけれども、そういう部会の中でどのような情報共有や協議が進められていくのか、1点確認をさせていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>基本的に専門部会は事務局の提案としましては、できるだけ細かく行っていきたいと思っております。</p> <p>専門部会はあくまでも名前の通り専門的な部会にあって、主に事業者、運行事業者が北名古屋市という面、この地域においてどういうふうに公共交通ができるのかっていうことを事前に僕たちが調査や検討をさせていただくテーブルになります。</p> <p>もちろんですが、この場で全部の議論ができれば良いですが、おそらく会議の場合、一般的に会議の時間、約2時間程度の時間であったとしても、議論は着地できないと思います。</p> <p>その着地できるために専門的な部分につきましては専門家の皆様を含めて専門部会で検討をした上で協議はこちらに持ってくるという形にしております。</p> <p>要は、各事業者様がですね、例えばですけれどもタクシー事業者の例にしますと1社のタクシー事業者がこれができるって言うても他のタクシー事業者ができないっていう可能性もあります。</p> <p>市民のニーズにとってみたら市民は約9万人います。9万人の人たちのニーズに僕たちがいかに人数を近づけるかというのは事務局が考えることなんですけれども、ただ一つの会社がこれができるが、人口9万人全部カバーできるっていうのはとても大きな話になっていきますので、そういったの</p>

事務局 (続き)	<p>もタクシー業界としてやるのか、タクシー事業者の1事業者としてやるのかそういったのを事前に詰めていくってことも非常に大勢別なことだと思います。</p> <p>バスについてももちろん同様です。あおい交通の北バスと名鉄バスが市内走っております。ここでどこを走らせるかというのをこの場で協議する前に、専門部会でここに走らせるとどうか、そうすると名鉄バスと競合してしまうと、そういったところの住み分けを上手に作った上で、この会議に持ってくるということをやっていくのがバスの専門部会なのかなと思います。</p> <p>ケッタ部会に関しても同様です。鉄道駅の自転車駐車場に関しての専門的な話をした上で、今後の会議に持ってくるというイメージにしております。</p> <p>基本的にはなるべく細かく積極的に専門部会を開いていくということは考えています。</p>
事務局 (司会) 岡本委員	<p>よろしかったでしょうか？その他質問ございませんか。</p> <p>今回の規約の改定は、ほとんどが私ども国交省の道路運送法、法律が急に10月1日で変わってしまったというところで、事務局さんにはご尽力いただいたところではありますが、事務局のご説明いただいたとおり、運賃の決め方が、変わるからこの規約の中身がだいぶ差し替わりましたよということでした。</p> <p>もう少しかみ砕いてご説明差し上げると、バス事業者が運賃を決める場合、キロ制運賃とあって、距離に応じた運賃とか、あと一括この地域は全部この運賃にしますよっていう、均一性運賃、あと、協議運賃その他もろもろ運賃があるのですけれども、自治体さんが運営しているバス、いわゆるコミュニティバスですね、こちらの運賃というのは今まで基本的</p>

<p>岡本委員 (続き)</p>	<p>には必ず公共交通会議を通して運賃をいくりにしようということを決めておりました。議決として賛成取っていただいて運賃を決めるというかたちであったんですけども、今までの法律上、それが独占禁止法のカルテルに該当する可能性がありますということで、国土交通省の方が指摘があったものですから、急遽法律が変わったということです。</p> <p>では、どうしたらいいかということで、先ほど事務局もですね、道路運送法第9条第4項が改正して運賃の協議っていうのは自治体、その運行を行う事業者、あと私ども中部運輸局、住民を代表する者というところで、これらの者たち限定で別の会議で決めないといけないということが決まりましたので、それに合わせて、規約の修正があったという格好になります。</p>
<p>事務局 (司会) 清水委員</p>	<p>ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。</p> <p>フジタクシーの清水です。</p> <p>今の運賃部会の説明ですと、この運賃というのは、あくまでもコミュニティバスとか、そういうバスに関する運賃だけの話でしょうか。タクシーについても、地域の皆さんから高いという話が合ったときに影響はあるのでしょうか。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>タクシーも一部では関係してきます。</p> <p>例えば、区域運行、道路運送法第5条に基づく乗合タクシーですね。ああいったものは協議運賃に該当してきます。</p> <p>ただし、実証的に運行する道路運送法第21条で実証的に区域運行するっていうものは外れます。</p> <p>あくまで道路運送法第4条に基づく路線定期運行、区域運行、その他ぱっと思い浮かばないですけども、区域運行を行う場合、タクシー事業者も関係してくることもございま</p>

<p>多田委員</p>	<p>す。</p> <p>区域運行はタクシーも関係するとのことですが、区域運行は乗合事業ですね。</p> <p>質問の趣旨は、タクシー事業に対してどうなのかということですが、私が聞いている限りタクシーの協議運賃の中で、一般タクシーの運賃もこの協議会この部会の中で決めるということが可能だというふうには聞いているんですけども、その確認です。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>タクシーも可能であるとは聞いておりますが、タクシーの方は具体的にちょっと知識を持ち合わせておりませんのでまた確認させてください。</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>ありがとうございます。その他よろしいでしょうか？ その他質問無いようですので、進めさせていただきます。 ただいま説明のありました、議案第1号の承認についてですが、ありませんでしょうか？よろしいでしょうか？</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>事務局 (司会)</p>	<p>異議なしありがとうございます。</p> <p>異議なしの言葉をいただきましたので、議案第1号、北名古屋市地域公共交通会議設置規約等の制定につきましては、ご承認いただきました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の委嘱についてでございますが、本来であれば市長よりお1人様お1人様に委嘱状を渡すべきところではございますが、会議の時間の都合上、席上に配付させていただきました。</p> <p>また、本日ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につ</p>

	<p>きましては、誠に恐縮ではございますが、お手元に配付いたしました委員名簿および配席表をもってかえさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第1号、北名古屋市地域公共交通会議の役員に選出役員の選出でございます。</p> <p>お手元の議案第2号の資料をご覧ください。</p> <p>まず会長につきましては先にご承認いただきました、北名古屋市地域公共交通会議設置規約第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって定めとなっております。</p> <p>早速ではございますが、会長につきまして委員の互選をいただきたいと存じます。どなたか立候補またはご推薦をお願いいたします。</p>
<p>大口委員</p>	<p>公共交通を専門分野として、幅広い知見をお持ちの磯部委員に会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p> <p>よろしいですかね。</p> <p>只今、磯部委員を会長に推すご発言がございました。</p> <p>先ほど異議なしのお言葉もいただいておりますが、他に推薦等ございませんでしょうか。</p> <p>では、磯部委員を会長に選任したいと思います。</p> <p>それでは磯部委員、会長席の方へご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは議事の途中ではございますが、ここからは北名古屋市地域公共交通会議条例第5条第1項の規定により議事の進行を会長をお願いいたします。</p> <p>磯部会長、よろしくをお願いいたします。</p>

会長
(議長)

はい、磯部でございます。会長ということで、謹んでお受けさせていただきます。

先ほど市役所の玄関を入りますと、図書館の中で、何か新しい施設を作るときに、キーワードが共創、共に創るという記載がございました。この地域公共交通の話も同じ言葉、創造を共に創るというのが一つの合言葉になるております。

どういう意味でありますと、当然ながら乗り物っていろいろありますし、使う人もいるとね、ですから皆で創り上げていく。

創るという言葉は形のあるものだけじゃなくて、形のないものもありますし、お金の話、まさに使い方もあります。いろんなものを創るというものがあると思っていて、皆さんと一緒に創り上げていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではここからは座っての私の方から議事を進めさせていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただきますよう皆様よろしく申し上げます。

議案第2号の続きになりますが、規約の第4条第2項では、副会長および監事は会長の指名によりこれを定めるとなっております。

これにつきまして、私の方で副会長として北名古屋市商工会副会長の木島委員が、また監事にはですね、北名古屋市女性の会の大口と、お二人目は北名古屋市心身障害者福祉協会の海川委員にお願いしたいと思っております。お三方は商工団体、女性団体、障害者福祉団体の代表ということで各分野の専門的な知識を持ちことで、北名古屋市内中心に長きにわたりご活躍されていると伺っております。事務局との連携を速やかに、密に行うことができる方々を役員に据え、円滑な組織の

<p>会長 (議長)</p>	<p>運営をお願いしたいと思いますが、お三方を含め、皆様よろしいでしょうか？</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは事務局は資料の空欄を埋めて役員名簿を作成し、本日の会議結果とともに後日送付してください。</p> <p>続きまして、先に承認いたしました、議案第1号のうち、第6ページの北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程</p> <p>第4条第2項、専門部会の部会長の指名は、事務局の職員から会長が指名することとなっております。</p> <p>専門部会の部会長は桑原参事をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>必要に応じての参集を行っていただきまして、地域公共交通会議に諮る事案についての調査、検討及び協議をお願いいたします。</p> <p>専門部会の部会員としまして、まずタクシー部会は、組織でいいますと、第四フジタクシー様、名鉄西部交通様、名古屋タクシー協会様、愛知県交通運輸産業労働組合協議会様でお願いしたいということで、続きましてバス部会は名鉄バス様、あおい交通様、愛知県バス協会様、愛知県交通運輸産業労働組合協議会様でケッタ部会の方は名古屋鉄道様、自転車駐車場整備センター様、計画策定業務提案審査部会は、タクシー部会より名古屋タクシー協会様、バス部会より愛知県バス協会様、ケッタ部会より名古屋鉄道様にそれぞれ申し上げます。なお、運賃部会につきましては、道路運送法第9条第4項の規定に基づくものでありますので、法律に抵触しないように、その都度会長は招集してもらおうようにしてくださ</p>
--------------------	--

<p>事務局</p>	<p>い。</p> <p>事務局は、部会員名簿を作成し、本日の会議結果とともに後日送付いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、市民・利用者の代表でお越しの北名古屋市の関係団体の皆様や、商工関係団体の皆様、官公庁関係の方につきましては、計画策定時、特にパブリックコメント実施の際にご協力いただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号令和 5 年度事業計画および歳入歳出予算について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>はい事務局の反橋です。改めてよろしくお願いいたします。</p> <p>それではお手元の資料左から、議案第 3 号令和 5 年度事業計画および歳入歳出予算について、議決を求めるものでございます。</p> <p>今年度に限り事業期間につきましては、本日 10 月 16 日から来年令和 6 年 3 月 31 日までとさせていただきます。</p> <p>次年度以降につきましては、行政年度事業と同じ 4 月 1 日から 3 月 31 日を 1 年度のくくりとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは 1 枚めぐりまして令和 5 年度北名古屋市地域公共交通会議事業計画をご覧ください。</p> <p>本日令和 5 年 10 月 16 日第 1 回地域公共交通会議ということで右側の主な議題を審議等をさせていただいております。</p> <p>以降につきましては、日付が決まっているものおよびその時期が決まっているものについて掲載してございます。</p> <p>タクシー部会、バス部会におかれましては、今後の審議や議事の進行によりまして、適宜部会の方を開かさせていただきますが、年度末から年度明けに予定してあります公共交通会議のところで事業報告の方させていただいて、いつどこで誰が</p>
------------	--

事務局
(続き)

何をしたかっていうのは、またご報告させていただきますよろしくをお願いします。

それでは表の中を説明させていただきます。11月1日第1回ケッタ部会開催いたします。

放置自転車のクリーンキャンペーンとして、西春駅を中心に今回の活動しますが、自転車駐車場利用現状の視察ということで各一部関係団体の皆様におかれましては、実際に自転車駐車場が普通の平日で何割ぐらいの方が使われてるのか、実際にクリーンキャンペーン、”もう放置自転車駄目ですよ”、”自転車駐車場を利用してください”というキャンペーンのところですね、実際に駐車場利用者の声を聞ければと思っております。12月下旬で第2回ケッタ部会を予定しておりますが、こちらにつきましては年末年始の自転車駐車場の営業日時と、あとはその間の維持管理、治安維持に関しての議論となります。ちょっと次公共交通のから離れる会議になりますが、予定しております。

令和6年の1月下旬から2月上旬におきまして、第1回の運賃部会および第2回地域公共交通会議を開催予定しております。第1回の運賃部会につきましては、後に説明させていただきます議案で市内循環バス、きたバスの運行計画の一部変更を出しますが、今まではその中で料金協議を一緒にできたんですけども、分離しなければいけない関係で、令和6年1月の下旬、地域公共交通会議の開催の前の時間に一部の方がお集まりいただいて、運賃協議を行うとさせていただきます。ご了承ください。

第2回地域公共交通会議につきましては地域公共交通計画の策定がメインになります。

あとは市内循環バスの改定、2024年問題の対応についてでございます。

あとは次年度の市内循環バスの運行委託業務につきまし

事務局
(続き)

てのご説明をさせていただいております。

続きまして2月下旬、第3回検討部会になります自転車駐
車場の利用者、適宜増やしていくために年度切り返しの鉄道
駅西春駅さん徳重・名古屋芸大駅さんに対して鉄道駅の定期
券申込者に対する自転車駐車場の利用啓発について活動
を行ってまいります。

またその際には一部の方が他におかれまして自転車駐
車場における聞き取り等を行っていく予定となっております。

事業計画については以上になりまして次のページをお願
いいたします。

北名古屋市公共交通会議歳入歳出予算でございます。

先に申し上げた通り4月1日から10月15日までにおきま
しては、北名古屋市一般会計予算によるものとさせていただ
いておりますので、こちらの審議については割愛させていた
だきます。本日10月16日から3月31日まで新たに事業
を行うものについて予算計上させていただいております。

歳入の部です負担金が90万円北名古屋市からの負担金が
51万8000円、北名古屋市一般会計からの流用による負担金
で38万2000円になります。

続きまして歳出でございます。

運営費が25万円委員の報酬費用弁償、公印の作成と事務
手続き上必要なものを揃えてまいります。

あと処理につきましては委員の報酬を振り込む際の振り
込み手数料等でございます。

事業費64万3000円につきましては2024年問題等の対応
をさせていただく関係で路線図時刻表を新たに修正して印
刷するという業務が控えておりますので、そういったものを
予算にします。合計で90万円になります。歳入と歳出同額
でございます。

以上が歳入歳出予算に合わせまして事業計画の説明とさ

事務局 (続き)	せていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。
会長 (議長)	はい、ありがとうございます。 事業、予算としましては歳入と歳出がこの通りになっているということでございます。 これに対し皆様ご意見などございましたら、いかがでしょうか？
会長 (議長)	よろしいでしょうか？要するにこの会議体がお金を預かって執行していくという、そういう形になっていきますので、慎重にあげたいなと思っておりますけども、特にご質問が出てこなければ、議決してそれで進めていきたいと思っておりますけども、先ほど議論で全会一致が望ましいということでありますので、特にご異議ございませんでしょうか？ (異議なしの声)
会長 (議長)	はい、全会一致ということで、決したいと思えます。 どうもありがとうございます。 次の項目からですね報告いただきますけども、報告第1号、北名古屋市地域公共交通計画の策定業務のな概要ですねについて担当の方から説明をお願いいたします。
事務局	市役所防災交通課の鈴木と申します。 報告第1号につきまして説明させていただきます。 北名古屋市地域公共交通計画策定業務の概要についてということで、北名古屋市公共交通計画の目的、業務名称、内容について報告させていただきます。 本業務の目的になりますが、活性化再生法に基づき、市民

事務局
(続き)

の生活や来訪者の移動に必要な移動手段の確保及び利便性の増進を図り、持続可能な地域公共交通の実現に必要な事項をまとめた北名古屋市地域公共交通計画を策定するものです。

市が策定する計画というのは、都市計画マスタープランであったり様々ございますが、公共交通計画に関する計画が、そもそも北名古屋市にはございませんでした。

そういった中で鉄道、タクシー、バスの事業者各々が各々の方針によって事業をしていたというところがございます。

そういった状況の中で、今後、持続可能であるということが非常に重要だと思っておりますけれども、今後、2024年問題であったり、少子高齢化といった様々な社会情勢でございますので、そういったなかで持続可能な交通手段が確保できる、皆さんが行きたいところに行けるようになる、というところを、どうしていこうかというところを計画に描きたい。

絵にかいた餅にならないよう、実現可能な、かつ持続可能な計画を策定したいというふうに考えております。

業務期間としましては令和6年度中を予定しております。

最終的には令和7年度に公開し、計画期間としては5年程度というところで、考えています。

市内の移動および市内から隣接市町への移動にかかる公共交通、タクシー、バス、自転車を対象としまして、どの様にあるべきかというところを計画したいと考えております。

計画策定の際には、ここにいらっしゃる皆様にはそれぞれのお立場でご意見、ご提案いただきたいと考えておりますので、その際はご協力お願いいたしたいと思っております。

よろしく申し上げます。今回につきましては、業務の概要という報告をさせていただいております。

先ほど部会の説明もありましたけれども、公共交通計画策定業務ということで業務委託をしようと思っております。

事務局
(続き)

その中の業務委託先の選定は審査部会で、行いますけれども、計画の内容、実際に業者が決まってどういった計画にするんだ、というところは皆様のご意見を賜る予定にしております。

業者の募集に当たって詳細の仕様書等をここから策定をしていきますけれども、概ねこの記載にあるような概要をより細かく示した形で募集をかけてまいりたいと思っております。仕様書が固まり次第こちらで諮って、定める形をとります。

今回は、まずは概要提示ということで説明させていただきました。

説明としては以上ですけれども、事前にご質問いただいております、福祉の関係はどうであるか、というようなご質問いただいております。

公共交通計画の策定に当たって市内で移動される方には様々な方がみえる中で、福祉という言葉は幅が広い言葉になりますので、障害者の方であったり高齢者の方など様々な方が市内を移動するにあたってどうするか、というところを考えていくと、その中に福祉も含まれてくると、計画の対象となるのは福祉だけを考えているわけではありませんが、福祉も含まれてくると考えております。

以上で説明をおわります。

会長
(議長)

はい、ありがとうございます。

来年度に計画を作っていくたいというございます。それで来年度に向けて例えば、予算の確保しなければいけないということになってきまして、これから市の税金の中から、負担金を貰うわけでありまして、その場合はどんなようなことをやるのかなということを整理しなければならないと思いますので、こういう形でやりたいな、先ほど福祉の話もあ

<p>会長 (続き)</p>	<p>りましたが、やっぱりこういう項目もいるんじゃないかなとか、そういったことがありましたらご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>先ほどの福祉の話ですけどこの地域公共交通計画を作るときに、いろんな情報を集めるというのは大事だなと私も思っております。</p> <p>そこで、この人流に関する調査とか利用者に対する調査、周辺自治体への調査っていうのがね、入りますので、まずはどんなふうにな、皆さんがこの町の中で移動されてるのかな、それはきちんと調査をしていただいて、それをもし不都合のところがあれば、誰がどういうふうにそれを直していくのかなというふうな計画でありますけども、この地域公共交通計画の中で直せるのか、それとも他の部局の計画で、直していけるのかなというのは、いろいろ議論してやっていくんだらうなと思いますので、まずは情報をしっかりと集めていただきたいなっていうのがこの策定業務で一番大事なところかなと思います。</p>
<p>多田委員</p>	<p>はいタクシー協会ただです福祉のことも含めて幅広くってというのは当然のことと理解をしております。</p> <p>とはいっても福祉と言ってもですね、相当やっぱり幅が広いそういう中で一点確認をさせていただきたいんですが、福祉有償運送という制度が現実にございます。</p> <p>これは今、北名古屋市ではおやりになってる団体はあるんでしょうか？</p> <p>それと、もう一つが、この地域公共交通会議の中で福祉有償運送を考える運営協議会と合体してもいいですよというのが今の国の方針です。</p> <p>今、福祉有償運送があるならば、今後そういったものは計画規定の中で、現状のやり方、要はこの地域公共交通会議の</p>

<p>多田委員 (続き)</p>	<p>中に合体しなくても、経過措置的にはできる、こういうような説明を受けているんですけども、現状北名古屋市では今あるのかないのか、で今後あるとすればですね、この今回の新しい協議会の中にどうやって反映していくのかということが一つ問題になるのかなという気はするんですけども、その辺はちょっとどういうふうになってれば教えていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状として、北名古屋市として福祉有償運送に関し協議会に諮った実績はございません。</p> <p>今後どのように反映するかというところですけども、もしそういう事例やっていくべきだという話がこの協議会の中でも話が上がれば、この協議会の中で諮って進めというのが、通常かなという考えております。</p>
<p>多田委員</p>	<p>福祉有償運送の運営協議会っていうのは存在しているのか、していないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>存在していません。</p> <p>あともう一点本来は、順番が逆になるのですが、本当は北名古屋市が地域公共交通というか今、立地適正化計画ができて、地域公共交通計画ができたうえで、きたバスを運行していくというのが通常のルートになりますが、前身の計画はさておき、本来は計画を立てて実行していくんですけども、今回、順番が逆なんですね。</p> <p>ですので私達がイメージしてて財政当局とも少し話をしてるんですけども、計画を立てることを最優先、計画を立てた後に、その計画に基づいて事業体をどう運営していくのか、この公共地域公共交通会議がどういう認証機関あるのか、協議機関になるのか、そこをちゃんと地域公共交通計画</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>の中で記載するべきじゃないのかということを経済当局から意見を聞いており。</p> <p>まず順番が逆になっていますので、正しい順番でいくと、本来は計画を立てる、運行して、またチェックして PDCA サイクルなんですけれども P がいない状態でいきなり Do から入っていますのでパスに関しては、改めて計画を作ります。</p> <p>そこから福祉有償運送につきましても、こういったテーブルを作って、どういう協議を行っていくのか、ということを計画の中に盛り込んでいく予定ではあります。</p>
<p>多田委員</p>	<p>それでずっともう一度確認だけ。</p> <p>今のご説明を聞いた中で、その上で確認をさせていただきたいんですが、協議会はない、いわゆる NPO みたいな自主団体もないとは言ってもですね、これはどこの自治体さんでもあろうかと思いますが、単独では公共交通を利用できない方々は、必ずいます。</p> <p>どれぐらいいて、どうしていくのか、これを考えるのがこの協議会であり、計画であると私は考えております。</p> <p>そこをどうしていくのかということが次の課題としてあるんじゃないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます今おっしゃる通りで、市民の方々の代表の方々、あと利用者の代表の方々に、ここにお越しいただける方々がここから先どこまで意見をここで言えるかということところが市民の皆様のここにどう繋がってくるかということところが非常に重要な話であるんですけれども、もちろんですけれども今タクシー業界はただ今おっしゃった通り各業界におきましてはこの北名古屋市をどういうふうにしていくのか、市民の方々の声をここで聞いて、それをどうやって具体的に反映させるのか、これはできるこれはできな</p>

いという色分けをもちろん業界の方々がやっていただく腹積もはありますので、ぜひ市民の方々ももちろんですけどもこの団体だけに限りません他の方々から広く意見を聴取する機会を僕たちも準備をしてみたいと思いますので、今回の委員で新しく市民の代表の方々お越しいただいてます。この方が中心となって、この公共交通会議に足りないもの、こういったのはどうだろうというのをぜひこの会議の場で持ち込んでいただければと思います。もちろん事務局経由で皆さんにこういう意見いただいていますっていうのを伝えることももちろんやっていきますので、よろしく願いいたします。

会長
(議長)

はい。よろしいでしょうか。

私からも確認ですけど多分業務内容の(3)のタイトルが「公共交通に関する・・・」と書いてあって、その下の3)のところが公共交通に縛られちゃうかどうかなと思いました。

というのは3)の「人流に関する・・・」、「利用者に関する・・・」、「周辺自治体の・・・」という話っていうのは、別にこれは全て人の移動だと思いますので、公共交通の狭い範囲だけじゃなくて本当にその人の動きですね。

またその動きたいと思ってるけど動けないっていうのも一つの情報ですから、そういうのをしっかりと集めるということだと思いますので、そうやって解釈していただければ、本当にあらゆる動きを確認するという。

そういうことを期待したいと思います。

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。今度はこういうことをやっていただける業者さんを募集ときの仕様書とかですね、まとまったらまたこの会議の中でお披露目していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

<p>会長 (議長)</p>	<p>続きまして議案の4号北名古屋市市内循環バス事業計画の変更につきまして市内循環バスの担当から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい市内循環バス、今回改めて市内循環バスの担当になります。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは左肩議案第4号北名古屋市市内巡回循環バスの事業計画の変更について、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>北名古屋市市内循環バスの事業計画の変更について議決を求めます。</p> <p>変更は令和6年3月18日始発から行うこととさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>お手元の資料、1枚めくっていただきましてA3用紙が2ページ続きますこの3ページにつきましては1枚目1ページ目は市内循環バス、きたバスの朝夕便の路線図、バス停の位置図でございます。</p> <p>赤い吹き出しが二つあります。</p> <p>この二つが変更箇所になります。北名古屋市内のおおよその位置表記になります。参考にさせていただければと思います。</p> <p>同じく2ページ目は、今度は昼便になります。</p> <p>昼便の路線とバス停の位置図になりまして、おおよその場所が吹き出しで示しております。</p> <p>1ページ目と2ページ目がおおよその位置図になっております3ページ目以降が具体的な中身になります。</p> <p>それでは3ページ以降につきましては、A4の横や縦になっており、資料の作り方が曖昧で申し訳ございませんでした。順番に説明させていただきます。</p> <p>3ページ目は事業計画の変更について、この変更の前提理</p>

事務局
(続き)

由として、慢性的な渋滞による遅延回避、路線変更によるバス停の一部統合でございます。

先に申し上げた通り令和6年3月18日改定予定で準備をさせていただきたいとおもいます。お願いいたします。

まず地図上にある赤い線、地図の上の方になります東西約515m、ここが現行のバスの運行ルートになっているんですけども、国道22号線を中心に慢性的な渋滞が発生しております。時間帯の渋滞ではなくて慢性的な渋滞になっております。

それに伴って北名古屋市循環バスの中の郷線、ハナミズキ線については、一部慢性的な渋滞が発生しておることをキャッチしておりますので、現地調査後はあおい交通さんの運転手の方々の実情を聞き取った上で今回の改定の方をさせていただき次第でございます。

この赤い部分につきまして廃止します。廃止した上でもう1本南側の東西道につきましては確認をしたところ、さほど大きな渋滞が発生していないことがわかりました。

あとはバスの運行につきましても、一部ここを通っているバスがありますので、この路線については遅延が発生しないことから、バスの運行を南側東西道路に1本ずらすというのがイメージでございます。

国道22号線よりも西側につきましては、中之郷北というバス停と中之郷出荷場というバス停が二つあるんですけども、こちらが対面でそれぞれバス停があるんですけども、今回ルートの一部見直すことによって、地図の真ん中の部分の青色部分を新たに路線延長を、445m、240mと205mですが、延長させていただいて、中之郷北、中之郷出荷場という順番に常に運行すると、往路復路をイメージしていただくと、往路と復路でバス停は順番が変わるところなんですけれども、ここはあえて往路復路をぐるっと輪っかのように小さ

事務局
(続き)

な循環をとって中之郷北と中之郷出荷場を常に中之郷北から中之郷出荷場という順番で行っていきたいということでの、路線の変更でございます。

あおい交通への聞き取りだと試走を行ってまいりましたが、特段タイムロスとか予期せぬ事は起こりにくいという道路であることと、バスの運行ルートに関しましては物理的にも運行中が可能な道となっておりますので重ねてご報告させていただきます。

あとは事前に中部運輸局愛知運輸支局、西枇杷島警察署に報告済みで、意見等は特にありませんでした。

今回の議決を得ました際には、道路管理者に道路占用等の手続きを行って、利用者市民については事前周知を自治会を通じて行ってまいります。3ページの説明が以上になります。

続きまして4ページの資料になります。

4ページはバス停の統合でございます。令和6年3月18日を予定します。

この地図上をご覧くださいますと地図の右側に名鉄住宅南きたバス、左側に名古屋銀行師勝支店きたバスと書いてあるところがございます。

距離感につきましては129メートルから91メートルという非常に短い距離でございます。簡単に言いますと、名鉄住宅南は朝郵便専用、名古屋銀行師勝支店は昼便専用ということで、分けて設置しております。

結局ですね利用者の人々と、また地区の人たちのねあと昼もない銀行使いますので結局昼に名古屋銀行師勝支店に止まらないのはって言いながらすぐ横に名鉄住宅があつて歩いて、

2分、3分かかるかかからないぐらいの距離だったら、1つにしたらどうだろうという意見もありつつ、たまたまなんですけれどもちよつどの赤い四角の部分ですけれども、建物

事務局
(続き)

の建て替えが発生しまして、ちょうど名鉄住宅南のバス停のところにですね施主さんの駐車場を構えるということで、バス停が制度的に置けなくなってしまうということがあって、まだ建築中なんですけれども、あのバス停を移動させなければいけないということがあります。実際にその建物を一時的にですね、名鉄住宅南のバス停を、建築工事で緊急を要するというので仮移設ということで、一旦名古屋銀行師勝支店の方に移動して対応の方しております。

現行建物の工事中に道路を掘削したりとか、ですね水道管を引き込む関係で工事をやってて危ないということで今一時的に許可しておるという状態になっております。市民の利便性とあとは南側のバス停については、ちょっと物理的にそれは制度的に設けないということになってしまうので、今回地域の実情を踏まえた検討の結果、名古屋銀行師勝支店側に寄せるという形をとって名称を一部変更したいと考えております。

続きまして資料の5ページになります。同じく事業計画の変更、バス停の移設です

同じく令和6年3月18日を予定しております。沿道地権者には了承済みです。事前に中部運輸局愛知運輸支局、西枇杷島警察署には報告し、意見等はありませんでした。

地域公共交通会議の議決を経て、道路占用手続き等を行ってまいります。

この移設理由につきましては運行上の危険回避が理由です。

写真見ていただきますとこのバス停、現状赤い矢印のところにバス停がありますが、実はこの目の前にある交差点を右折してバスは運行しております。ここにあるバス停から右折にしようとする、右折予定の後続車に追突される危険が高いということで、運転手の意見を反映させる形とさせていた

事務局
(続き)

だいて現状確認した結果、確かに危ないということで、今回バス停の位置を変更させていただく次第です。

47メーター、いわゆる手前に移動して、右折をしやすくするというものでございます。

この移動に伴って、一つ前のバス停との距離もある程度確保できるますのでご了承ください。

5ページ目は以上になります。

続きまして6ページ目になります。

説明させていただきます。事業計画の変更で、停留所の廃止でございます。

令和6年3月18日を予定しております。廃止の主な理由ですけれども、6ページが一番下の方にあります沿道の住宅の増加や建て替えによってバス停を設置することができる場所がなくなってしまってきているということで、この地域、比較的住宅地が多い地域なんですけれども、ご家族の代わり、建物を壊して新しいのを建てるとか、そういった方々が非常に多くなってきておりまして、この住宅街、結構工事が盛んに行われております。こういった中で高田寺住宅南の西側東側両方に該当してくるんですけれども、非常にここでバスを待つという行為自体そもそも危ないというご指摘いただきつつ、かつ、ちょうど東側のバス停につきましてはまた新しく家を建てるということで、また駐車場の入口、玄関口になるということで、制度的にバス停が置けないと、住宅密集地に生まれ変わりつつある所でバス停を物理的に置くことが不可能になってきている状態です。あとは非常に道が細いため、バスの運行とあとバス停の場所でも、置き方を間違えると事故に繋がったり非常に危険であるということもありまして、バス停を設置する場所が見つからないというのがあります。

また次の点のところですが、バス停間の距離が短くて利用

事務局
(続き)

者が少ないということで、まずバス停間の距離なんですけれども、200mと350mということで、そこまで利用者がたくさんいて、ここがないと困るってということでもなく、四角の枠で囲ってあります2万779人の乗降者数に対して、2%ということでもちょっと非常に利用者が少ない、地元の自治会長さんに聞いてもさほどなくて近くのスーパーの買い物に行けるというのと、住宅の北側の方から、だとやっぱり500メートル〜600mがあるので、歩いて行く人が増えるだろうということで、ご意見もあり、今回、高田住宅南の廃止ということをご計画立てさせていただいております。

もちろんですけれども今後大きな利用者のニーズがあって、この地域でまた新しいバス停とか、バス停の見直しがあったらもちろんその協議にはもちろん応じるつもりではございます。

一旦こういった理由でバス停を廃止するというごことでも今回出させていただいております。

続きまして次のページでございます。こちらにつきましては、道路運送法に基づく協議が整っていることの証明書というのがございます。この会議の開催で会長が今回決まりましたので、磯部会長の名前がはいりますけれども、こちらはある種事務連絡とさせていただければ結構でございます。今までは市内循環バス、きたバスで道路運送法に基づく協議が整っていることの証明書はもちろんですけれども条例に基づくものでございましたので、北名古屋市長の名前で運行事業者が運輸局の方に届け出をしておりましたが、今回この会議から一番右下にあります、北名古屋市地域公共交通会議会長の名前で出させていただきます。

こちらにつきましてはきちんと諸手続上、会長の名前で出させていただきます、ということで皆様にご案内をさせていただくために準備させていただきました。今後この書類はも

<p>事務局 (続き)</p>	<p>うそんなに会議の中ではできませんので、これからは諸手続きを会長の名前で行いますっていうのをお見せするための資料でございます。参考にさせていただければと思います。</p> <p>事業計画の変更について説明以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はいありがとうございます。</p> <p>この件は協議事項ですので、あとで議決を行いたいと思えますけれども、これについてご意見ご質問ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。</p>
<p>平塚委員</p>	<p>名鉄バス運輸本部の平塚でございます。</p> <p>3点ほど参考までに教えていただければと思います。</p> <p>今回このきたバスにつきましても運行経路の変更、それから停留所の変更でございますが、経路の変更で一部区間のキロが少し変わるというところございまして、それに伴って今の現行の100円運賃は変更ないということによろしいか。</p> <p>その変更に伴ってですね、その運賃変更しませんよといったことが、先ほどのこの協議が整っている証明書の方に記載が必要かどうかといったところ、その辺り参考までに、教えていただければなというふうに思います。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>少し専門的な話になりますので、ごめんなさい市民の代表の方々、また、利用者の代表の方々、ちょっと難しい話で申し訳ありません。</p> <p>今回法律の改正に基づきまして本来であれば道路運送法に基づく協議が通っていることも証明書の中に運賃に関する</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>る協議を結果的に入れなければいけなかったルールなんですけれども、今回法律変わりましたこの中に運賃協議の結果を入れることができません。というのは、本来この場で、運行計画の変更の中で料金については 100 円が変わりありませんということの説明しなければいけなかったんですけども、今回法律が改正してこの運賃に関する協議がこの中に入れませんので実は抜きました。</p> <p>それで、改めて先ほどの事業計画でご案内させていただきましたが、この 3 月 18 日改定に関する料金協議につきましては、1 月の下旬から 2 月のところで運賃部会を 1 回開催します。</p> <p>この 3 月 18 日分のダイヤ改定についての料金協議については、そこで行わせていただきます。もちろんですけどもそこには法律に基づく関係者しか出席できませんので、そこでの議決をもってその日、同日で開催する予定の公共交通会議で報告とさせていただく関係で今回あえて抜いております。ご了承ください。以上であります。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>今の説明聞いて、私も苦しいところではあるんですけども、運賃の協議について、今のところ、今までの解釈としては、例えば停留所を路線上に置くとかですね、路線を延長する場合とかでも、解釈上協議が必要になりますので、その路線は同じく 100 円ですよ、とかを公共交通会議の中で、補足的な格好でご協議いただいていたところですけども、今後は分離して協議しないと、という格好になります。</p> <p>それで、一般常識的に考えて、例えば停留所を 1 個置くだけでわざわざその人を集めて協議するのっていうのは、どうなんだと私も個人的には同じような考えでございます。</p>

岡本委員
(続き)

運賃のそもそもの考え方として、停留所から停留所までの距離がいくらなのかっていう考え方になります。AからBの停留所がいくらでBからCの停留所がいくらで、それでどんどん重なってどうなるかっていう考え方になるんですけど、だから停留場1個増やしたり、路線を引いたりするだけでその区間ってというのがいくらになるかっていうことが法律上の解釈的には協議が必要ですよっていう考え方です。

先ほど申し上げた通りそもそも、もうわかりきってることを運賃協議会で協議する必要があるかっていうところは、一般常識的に考えれば私も同意見でございます。

今ちょっと中部運輸局本局と、どういった手続きに関しては運賃協議会が必要かっていうことは、調整させていただいております。

ただしちょっと断定じゃないですけども、全部が全部路線をちょっと延長するだけでも協議が必要になりますということはないかなと思います。

例えば、新しく全然関係ない北名古屋市さんのコミュニティバスには関係するところなんですけれども、始点と終点を新しく路線を引くという話になってくると、法律上の整理でどう考えてもですね、協議をしないといけないっていう考え方にならざるを得ないのかなっていうところもあるので、なかなかちょっと満足がいくような完璧に満足がいくような、整理できるかどうかちょっとわからないですけども、今ちょっと調整させていただいております。それは事務局を通して、お話できればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長
(議長)

ありがとうございました。引き続き何かご質問あればよろしく願いします。

よろしいでしょうか。

<p>会長 (続き)</p>	<p>ということで運賃、料金という言葉は、この会議は使ってはいけないで、その運賃部会の方でお任せするという形になるということです。</p> <p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではの議決っていうやつですけども四つありますけども、まとめてですけどご意見よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>それでは、2024年問題そのまま続けて事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議決いただきましてありがとうございました。</p> <p>ここから先につきましては北名古屋市役所の方から皆様に現行、北名古屋市役所が抱えている問題や、結局のところ法律上どうしようもない問題になってるんですけども、でも何かしらの解決の糸口を見いだしたいということで、正直皆様に頼ります。提案がありましたらぜひいただきたいという意見になります。</p> <p>これがきたバスも含めてですけども北名古屋市内のタクシーやバス、どういうふうに走っていくのかという分岐点になる話になりかねますので皆さんもちょっと少しお時間いただきたいと思います。お手元の資料で、改善基準告示が改正されますっていうのと、赤黒でカラープリントしてあるA3の横長のものをご覧ください。</p> <p>いわゆる2024年問題になります。2024年問題といっても運送や運輸業、いろんな様々な業態の方がいろんな影響が出てきますっていう、すごくザクツとした説明になるんです</p>

事務局
(続き)

が、これを北名古屋市に置き換えると、こういった問題が出てくるのかっていうのが A3 の横長の資料になります。

ダイヤ改定について赤黒で印刷された時間軸が書いてあって、ものになります。

簡単に説明させていただきます。特に利用者の方々、市民の方々は直結する課題になりますので、お願いいたします。

これ A 3 (用紙) の横長の真ん中のところにですね、6 サクラ線、7 ハナミズキ線、6, 7, 8, 9, 10 とあります。

上の段から 1 個ずつ、1 路線 1 路線 1 路線とあって合計 5 路線 5 ブロック上から下にあります。時間軸は左から右に流れます。一番左側の青い時間をご覧ください。一番上の段になります。

5 時 1 分始業点呼と書いてあります。

こちらが市内循環バス、きたバスの開始、乗務員が出勤してきて実際に打刻した時間、いわゆる勤務の開始時間の平均を取ってます。

5 時 1 分の始業点呼ですここからきたバスの点検をします。すぐ右側に行きます。5 時 31 分点検出庫書いてあります。

この出庫というのが一つキーポイントになりまして出庫というのは、運転手がハンドルを握り始める時間です。

ハンドルを握り始めると、赤い部分、令和 6 年 4 月以降は 2 日平均 1 日 9 時間以内、4 週平均 1 週 40 時間というルールが課されます。

このまま時間を横に流していただきますと 5 時 47 分到着、待機、朝の始発便のバス停の手前で待つ時間です。6 時 2 分から朝便の開始、朝便の終了 8 時 58 分、昼便の開始 9 時 17 分、4 便終了 13 時 5 分、これが早番終了と書いてあります。あおい交通の勤務のルールに基づいてございます。早番の方が朝 5 時 1 分にタイムカードを押して、13 時 5 分

事務局
(続き)

が運行の終了、ハンドルを手放す時間です。

朝の5時31分からお昼1時5分までが1日のハンドルを握る時間に2日平均1日9時間以内、内4週平均1週40時間以内、キーポイントになるのが4週平均1週40時間以内ってというのが、1人の従業員に対してどう加算されていくのか、ですので、1人の運転手が引き続き連続で運行すると、ここがオーバーフローする可能性が非常に高いということになります。そのまま時間軸を横に流します。

早番の終了点呼が13時49分、遅番の始業点呼11時43分と書いてあるんですが、もちろんですけども遅番の方々は12時前ぐらいにあおい交通に出勤して、そこから北名古屋市に移動する時間があります。遅番の始業点呼は11時43分で、そこから北名古屋市内に入ってきて、遅番の開始が健康ドームで13時17分にハンドルを握り始めます。そのまま昼便の終了17時5分、17時35分、夕方便の開始、夕方便の終了、20時48分、給油して、会社に戻ってくる時間が21時18分が平均です。ここでハンドルを手放します。この時間も同じく2日平均1日9時間以内4週平均1週40時間以内ということで、こちらも先ほどと同じ説明で、時間、あとは運転手の勤務状態によってはオーバーフローする可能性が出てきます。

続きまして21時33分終業点呼、青色で書いてあるところが1日のおしまい、タイムカードを打刻する時間となります。

ここからもう1回左に戻って5時1分始業点呼、ですから結局21時33分に仕事終わり、翌朝の始業時間が5時1分ですってことになります。

21時33分の右側に大きな青い四角があります。令和6年4月以降、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない休息というのが義務となります。

事務局
(続き)

これに当てはめると翌日の始業点呼一番右側です。

6時34分になります。現行5時1分始業点呼で運行できている市内循環バスきたバスが1時間半遅れでスタートになります。

これがこういった影響を及ぼすかということ、時間によっては朝便や夕便が機能しなくなる、要は通勤通学の足が確保できなくなる可能性が非常に高いということになります。

実はもえの丘線、さくら北部線、ここにつきましては、バス停の始発の位置、路線の運行のエリアがあおい交通の営業所から非常に近いところにあるので、この時間で済んでいますが、中之郷線で北名古屋市から見て、あおい交通さんが運行する中で一番遠いところ、真ん中の列が一番遠いところの中之郷線になります。

5時が始業点呼で、21時43分に終業点呼一番右側始業点呼が6時44分、要は6時44分から次の日の業務を始めなさいということ、1時間40分遅くしないといけないということになってまいります。

平均的な時間を取ると、1時間半から1時間50分、ザクツと言いかすると2時間はきたバスの運行を切らないといけないという形になります。きたバスの運行という主語にすると、市民の人たちの生活リズムからすると大幅に狂うということが目の前にあります。

これにつきまして、こちら側として把握したその日からこの日に至るまでいろんな議論をしております。

例えばですけれども、あおい交通が小牧市から北名古屋市に来るわけですが、その時間が往復で1時間ほど使っております。片道で30分かけてきます。運行が終わってから30分かけて小牧に戻ります。

だったら、北名古屋市に営業所を作ったらどうだ、というご意見も内部的にはありました、もちろんですけれども様々

事務局
(続き)

な諸要件があります。営業所の作り方とかもちろんですけども、乗務員のタイムカードの打刻をどこでやるのか、どこか土地を借りてやるのか、そういった議論をしております。

またその議論が全てではなくて、朝と夕方1時間削ったらどうなるんだ、利用者がどれぐらい減ってしまうんだ。どれぐらい減ったことによってどういった影響が出るのか、もちろんですけども、自転車利用者が増え自転車駐車がオーバーフローするかもしれないという懸念もしております。そういったことを考えております。

また、本来のコミュニティバスのあり方と相背く形になるのかもしれませんが、お昼の2時間から3時間程度抜くと、そうすると乗務員さんの時間の切り方、出退勤の切り方が変わってきますのでそこでカバーリングをするという案も一つあります。

今私達が向いてるベクトルは乗務員さんの労働時間を守る、法律をきちんと守って運行するということと、市民の目線で市民が通勤帰宅、あとは市内の循環にどういうふうに対応できるのかといった利便性を引き続き維持できるのか、堅持できるのかっていうことを課題としており、これにつきまして先ほどからきたバスと言っているんですけども、あえて申し上げますと、例えばですけども昼便の真ん中を抜いた後に、乗り合いタクシーの事業を展開した方がタクシーの事業ができるのかどうか、タクシー業界さんの一部の聞き取りでは、朝とか夕方っていうのは非常に利用者が多いけれども昼が比較的利用者が少ないというタクシー業界の苦しい現状があると、やっぱりニーズが寄ってしまうということもあり、そういったのを打開すべく昼中の部分にそういったことができるのかどうかって議論をしておりますし、はたまたもちろんですけども、きたバスだけでコントロールして他の業界に迷惑をかけないようにするという考え方も一つあ

事務局
(続き)

ります。

ここに重ねて、2024 年問題に少し影響があって北名古屋市の行政の事務事業として見直しが図っていることをいくつか申し上げます。

現在西庁舎、東庁舎という分庁方式を市役所が取っておりまして、15 分に 1 本、シャトルワゴンというワゴン車を無償運行しております。シャトルワゴンにつきましては、年間利用者数、令和 4 年度実績で 7,300 人、必要経費につきましては市役所の決算書等に掲載されてるので、いいますと大体 600 万円前後、車両の維持費は 25 万円、人件費で 500 万円程度使って、年間 600 万円の経費を使って東西庁舎を繋ぐ運行をしております。白ナンバーで、有償ではありません。

これにつきまして、市の経費を抑える、あとは今後の庁舎間移動なども含めた見直しを、という話があります。

もう一点、行政改革の実行プランの中の一つとして、北名古屋市社会福祉協議会の場所を統一するという話があります。

市内循環バスきたバスの地図を資料の一番最後につけてあるんですけども、こちらをご覧くださいでしょうか。昼便路線図をご覧ください。

西春駅東口から左側に向かうと市役所西庁舎北・東のバス停がそれぞれあります。そこからもう少し左に行くとカサイ製作所前とあります。

このカサイ製作所前はネーミングライツをとってるんですが、正式名称が社会福祉協議会前になり、ここに社会福祉協議会の事務所が一つあります。

この地図の右上ピンク色の路線になります。もえの丘というところをご確認お願いします。

社会福祉協議会の事務所が全てもえの丘に統合される予定で準備が進んでおります。

事務局
(続き)

現在ですね、きたバスの移動で市役所西庁舎からカサイ製作所前まで 1 区間で社会福祉協議会の事務所に行けるということがあったんですけども、これがなくなる予定です。もえの丘に全て集約されます。

また、この機能移転によって、市役所西庁舎、市役所東庁舎からもえの丘に 1 回の乗車で向かうことができなくなります。

あともう一つあります。

このきたバスの運行にあたって、学生さんを非常に多く擁する名古屋芸術大学さん、きたバスの地図上で言うと、真ん中右上と左上にそれぞれ名芸大西キャンパス・東キャンパスというのがございます。

名古屋芸術大学さんも名古屋芸術大学さんとしてシャトルバスを運行してました。授業の移動とか、駅の移動などでバスを使って自主運行されたそうです。もちろんすけど白ナンバーです。

コロナ禍によってオンライン授業によってバスが廃止になってます。

移動手段にきたバスを使って移動できないだろうかという要請が入っております。

移動手段できたバスを使いたい、もちろんですけどもシャトルワゴンの廃止に向けた議論を、きたバスで代行できないか、社会福祉協議会の事務所移転もきたバスで運行できないか、事務局の担当として申し上げますが、全てをきたバスで賄おうということは事実上難しいと思います。

2024 年問題の対応もさることながら、この路線が市当局としましてはある種、最終の形ということで私達運行しております。

特に私達がここで考えていきたいのが、タクシーを含めて、今言った課題について、交通輸送、人を乗せて移動する

事務局
(続き)

ということが、もちろん有償で構いません、有償でどういった運行ができるのかっていうのを、できるだけ早めに私達が今後検討してやっていかないといけないんですが、正直私達も交通のプロではありません。

皆さんの知恵をお借りする、特に業界の方々の引き出しをいただきたいというのがあります。もし引き出しがないということであれば、きたバスの第6路線をつくらないといけない話になってくるのかなと思っております。ただ、事務局としては、何でもかんでもきたバスでやっていくっていうつもりはないということを、前に説明させていただきましたが、そういった通りです。

あとは今回ですね新しく委員さんでトラスコ中山さんに参加していただいております。北名古屋市の昼便路線図ご覧いただくと、地図上の左下にあります、沖村保育園東というバス停があると思います位置図左下沖村保育園東というバス停の標識のデザインや写真があったり、その上の部分の路線が空白になってるところですね。

今、沖村西部の土地区画整理事業やってまして非常に大きな会社さんが参入されています。

私達もですね、こういったところに公共交通を、というチャンスを狙ってたんですけども恥ずかしい話、ここに参入してきたですねフジキカイという会社があります。フジキカイは従業員の送迎をどういうふうにやってるかといいますと、名古屋市上小田井駅からフジキカイ北名古屋市の会社に従業員を往復輸送をしております。

商工団体の方が今回お越しいただいております。

正直恥ずかしい話、本来は北名古屋市にお金を落としてほしい、北名古屋市の経済を活性化させたいと言っているにも関わらず、上小田井駅に持ってかれてしまってるっていう非常に苦しい現状があります。

事務局
(続き)

かなりの人数の従業員の方がみえて、私たちとすれば、西春駅を発着すれば、駅前だって活性化するし、もちろんですけども公共交通のチャンスが作れたところを伸ばしておりますので、正直逃したくない気持ちがあって、今回トラスコ中山さん新しく会社さんが参入されて今建物を建てております。そういった方々がここに参加していただいて少しでも経済を動かしていく、活性化させていくことによって、質問と回答の中に出させていただきました、こちら側で税収を確保する手段を確実に抑えていけば、もちろんですけども公共交通分野に対する投機にも繋がります。

投資もできる可能性が高くなります。

私たちはそういった部分も側面として持ってやっけないといけないってのがあります。

もちろん福祉も大事です。高齢福祉も大事、年寄りの方々、免許返納した方々がどういった公共交通を頼って生きていくのかそれに対して僕たちがどういった受け皿を準備するのかっていうのはもちろん大事なことです。

ただ、それには原資が要ります。

原資が要るってことは、今ある会社をいかに大きくしていくのか、あと新しい会社をどれだけ導入して入れていくのかっていうことを私達はやっていかないといけないんです。

その両天秤にかけながらやっていくと、これから先沖村西部地区はですね、新しい会社さんがどんどん入ってきます。入ってくるところに移動支援、移動ができる体制をどのように構築していくのか、これを自分のところでやっている手前でやってて申し訳ないですが、これをまたきたバスでやっていくのか、乗合事業でやっていいのか、タクシーの事業として、北名古屋市オリジナルでタクシー協会さん含め各タクシー事業者さんが展開していく道筋を立てられるのか、ここが分岐点になっております。ぜひ皆様のご意見とか、こういった

<p>事務局 (続き)</p>	<p>のをやってみてはどうだろう、こういった公共交通を作ってみてはどうだろうってのがありましたらですね、ぜひ事務局に教えてください。</p> <p>タクシー部会やバス部会の開催の条件につきましてはそういったところの提案がなされた次第できるだけ早めに皆さんを集めてこういった提案があるけどどうだろうっていう意見聴取を行って、この公共交通会議に持っていきたいと思っております。</p> <p>とにかくきたバスについては2024年問題があって大きく変わってきて、運行時間が非常に短くなる可能性があります。</p> <p>ただ、それはかえって他の運行事業者にとってはチャンスだと思います。</p> <p>新たな運行形態を生む可能性も高い非常に高いこれ、このチャンスをキャッチしていただけると市民の方々としては、引き続き、何だかんだ言ってこの街は足がある街だっていうふうに言えるものですから、そういったところが市内の公共交通の活性化経済の活性化に繋がっていくと思っておりますので、皆様のお知恵を考え方を引き出しをぜひうちに、市役所に持ってきていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。市役所の担当者の本音を言っていたいただきましたけど、皆さんから何かご発言ございますでしょうか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>はい。</p> <p>お願いします。社会福祉協議会の田中と申します。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>今、社会福祉協議会が本社の方がカサイ製作所前から他に移</p>

<p>田中委員 (続き)</p>	<p>転という話が出ました。</p> <p>今後この路線を見直す予定がなく社会福祉協議会に行く便がなくなるというというのは決定事項でいいのか、市の方針として決まっているのか、その辺を教えてくださいたいことが1点目と、2024年問題のところで、この継続11時間ってというのは夜働かれた方が、朝引き続き勤務されるときにその状況じゃないといけないということなのか、その辺が昼便の方は昼便の勤務、夜便の方は夜便の勤務であれば、この問題は起きないんじゃないかなというような疑問を持ちました。よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございますまず質問の最初につきまして市の方針として、きたバスの運行を社会福祉協議会の本社の移動に関するフォローで入れるかどうかというと、なんですけれども、これについては何も決まってません。</p> <p>公共交通会議の結果によって、市の施策方針も決める形になる可能性が非常に高いと受け止めていただければ結構でございます。きたバスありきではなくて、この公共交通会議の中で様々な交通チャンネルを持った方々がお越しいただいております。</p> <p>その方々がどういった施策があるっていうとこの提示によって、きたバスでやらやっていくのか、別の公共交通チャンネルを使うのかっていうのが選択肢として生まれます。もちろんなんですけれども、市行政としては、きたバスっていう選択肢を持っています。ただ、きたバスという選択肢しか市としては持ってないという言い方をした方がいいのかもしれない。</p> <p>なので公共交通会議の場においてきたバス以外にもこう</p>

事務局
(続き)

いうチャンネルがあるんだよっていうのを提示していただければ、市の行政として、いやきたバス以外にもこういうチャンネルがあるというのをどう活用してくんな、どういうふうに生かしていくんだっていうことの検討になってくると思います。このままいけばきたバスで検討ということになってきます。

あともう一つ、これは非常に今の質問は非常に答えやすいような、答えにくいような話なんですけど、実際によく終業点呼で終わった人が、翌朝運行するというのが、現行のバスの当たり前になってしまっているという現状です。

資料を見ていただくと、5路線あり、早番遅番とあります。ですので5路線の早番遅番で5路線×2人で10人というのが運行のベースになって、そこから休暇を取ったときの代替要員とか緊急時の対応する要員というのが、従業員としているのが理想なんですけれども、実際には人数はここではお答えできないんですけれども、10人揃っているという現状ではない。

ということは、この路線の中のいずれかの人は今走っている運転手さんが今日の夜勤務を終えて、明日の朝走って、また次の1日走り切って、さらに翌朝を迎えるといういわゆる世間で言う乗務員不足の現状というのは、もちろんきたバスでも存在しております、あおい交通が一番そこは言いやすいような、言いにくいところがあると思うんですけど、乗務員は足りていません現行運行も僕らも設定してる規定人数に達していないというのが答えになります。

以上です。

田中委員

ありがとうございました。

先ほど北名古屋市の交通はきたバスしかないというご発言があったと思うんですけども、見ていただければわかるん

田中委員
(続き)

ですけど、もえの丘というのが北名古屋市の一番東の北の方に、今まで中心部からやや西側にあった本所が、北名古屋市の東の方に移るということで、市民からだいぶお小言を頂いている中で、その辺も含めてですね、市全体としてご検討いただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。

ご意見ですけど、他はいかがでしょうか？

あくまでも問題定義でありますし、すぐに答えが出るものでもありませんけども、いろんな事情が、一つはこの改善基準告示ということで労働時間、俗に言うさっきの説明ですと、ハンドルを握っている時間のルールが変わってきたので、そういう対応していかなければいけないときにバスの運行ダイヤ、また、路線まで影響するかもしれないな、そういうような懸念の話もあります。

これはまだ具体的にいろんなことを進めないで答えが出ないということでございます。ということはいろんなその市の中のいろんな施設、公共施設、民間施設というのはそれぞれ街ですからどんどん変わっていきます。

変わるということに対してどういうふうにこの交通が対応していくのかな。

でございますので街が変わる情報を早めにキャッチして、そこに対して交通をどうするのかというねその議論を一緒にしないと一緒にやらないと、後で何とかなるわけではないので、早めに用意しないといけないという、そういうご紹介だと思っておりますので、例えば継続的な打ち合わせが大事かなと思っております。

他にありますかでしょうか。

<p>大橋委員</p>	<p>市役所都市整備課の大橋と申します。</p> <p>先ほど説明の中で沖村西部というのがございまして、本日の会議にもトラスコがいらっしゃいますが、新しくやってくる事業が対象と伺いましたが、この沖村西部ですと、まだまだもう少しですが新しい企業さんも入ってきますし、なおかつまた既存企業ですね、先ほど話が出ましたがフジキカイおよび他の企業もありまして、既存企業さんへ何かフォローする形はあるんでしょうか？</p>
<p>会長</p>	<p>はいお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。市内循環バスきたバスの部分につきまして、実は運輸局に届け出してあるところは沖村西部につきましては、土地区画整理事業中ということで、運行経路は仮としております。実は沖村にですねバローが出来上がってます。もちろんですけどもそこら辺の地区の方々の集客を担っているのだと思うんですけど、あと他に新しい企業さんも参入してきてるんですけども、道路整備自体がまだ100%確定になってない部分がありまして、その道路整備が全て完了次第ですねきたバスの線の引き直し路線の引き直しをやる予定ではあります。</p> <p>そこに伴ってバス停につきましては新規または現行からの廃止ですね、もう1回変更の生活スタイルを見直してバス停をしかるべきところに設置する路線を見直すという計画はあります。</p> <p>ただ沖村西部の土地区画整理事業完了後、の諸手続きになりますのでもう少し時間かかるかなと思うんですが、たまたもちろんですけども、先ほど言った通りきたバスだけで補完できるとは思っておりませんので、もちろん生活していくにあたってタクシーが必要であるっていうことであればそう</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>いったタクシー事業を展開できるような仕組みで、きたバスありきの沖村西部ではなくて、新しい公共交通網を含めてきたバスももちろん含めた中での沖村西部ということで新たな地区のスタートを切りたいとは思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>その他ございませんでしょうか？ 愛知県さんから資料ありますのでよろしく願いします。</p>
<p>小出委員代理</p>	<p>事前に配布させていただいたチラシの方で、こちらのこのアプリもっと便利に楽しく、ということご確認いただければと思います。MaaS 実証実験について本県ではジブリパークの開業を見据えて、2021年度より行っております。</p> <p>今年度は2月15日までの5ヶ月間、トヨタファイナンシャルサービスが提供するマイルートを活用して実施しております。</p> <p>今年度の実証実験では、アプリ内で購入できる交通券や観光施設のデジタルチケットをはじめ、各種サービスの拡充を図っております。</p> <p>チラシにQRコードがありますので、ぜひダウンロードいただき活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>もう一点はエコモビ実践キャンペーン2023と書かれたチラシになります。</p> <p>県内の企業や団体の皆様にはエコ通勤をはじめエコモビリティに積極的に取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>皆様におかれましても取り組んでいただきますようお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 他に何かございますでしょうか。</p>

<p>会長 (続き)</p>	<p>それではこれで全ての議事が終了いたしました。 円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。 以降は事務局進行願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>磯部会長ありがとうございました。 続きまして次第5でございます。その他につきましてですが、2点ほどございます。 まず一点目でございますが、次回の地域公共交通会議の開催でございますが、こちらの方は、来年の1月下旬を予定しております事前にですね、開催案内や会議資料を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。 次に2点目でございますが、本日もご出席いただきました委員の皆様のうち委員報酬のある皆様にご案内いたします。 本日の報酬につきましては、指定いただきました口座に、11月30日振り込みさせていただきます。 また源泉徴収票の方についてはですね、来年の1月下旬頃に送付を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 その点については以上でございます。 何かご質問等ございますでしょうか？よろしいですか。 ではですね本日予定しておりました内容につきましては皆様方のご協力により無事終了する終了することができました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議を終了させていただきます。 皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>